



事業分野

国際金融秩序安定への貢献

課題 1-1
アジア地域における金融・市場
市場の構造改善・市場育成支援

課題 1-2
新興・体制移行
国発の国際金融
危機未然防止への
対応強化

課題 1-3
国際金融危機発
生時の機動的・
効果的な危機収
拾

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1)アジア経済は順調に回復し、各国とも健全な経済運営に努めているものの、民間資金の急激な流出可能性や金融システムの脆弱性、通貨・期間ミスマッチ構造の未解消など、アジア地域の金融・資本市場の構造改善は重要な政策テーマであり、域内における中長期資金の動員能力を高める債券市場育成が不可欠である、

(2)アジア以外も含めた新興・体制移行国における金融システム全体の安定が重要性を増しており、当該国政府・国際機関等との政策協議や、マクロ経済動向の定期モニタリングが引き続き重要、

等の認識のもと、国際金融秩序の安定への貢献に向けた以下3つの課題を設定しています。

- アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援（課題 1-1）
- 新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化（課題 1-2）
- 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾（課題 1-3）

事業環境

アジアにおける地域金融協力について、ASEAN+3(日中韓)財務大臣会合(2005年5月)で、アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)やチェンマイ・イニシアティブ^(注)等の強化が謳われました。ABMI等の市場育成策による後押しもあり、2005年のアジア・オセアニア地域の社債市場の規模は前年比2倍超の拡大を記録、特に中国、韓国、タイで顕著な拡大が見られました。また、インドネシア、フィリピン等では外貨建債券の発行が増加傾向にあります。新興・体制移行国全般では、国際経済の着実な成長の傍ら、世界的な経常収支不均衡の拡大や国際的なインフレ懸念等が不安定要因として存在し、また、原油高に伴って産油国に集まるオイルマネーの動向への注目が高まりました。なお、2005年度中には国際金融危機、あるいは危機に繋がる事象は発生しませんでした。

(注)日中韓およびASEAN5カ国で、通貨危機等の際に外貨を融通する二国間通貨スワップ取極等のネットワークを構築するものです。

平成 17 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、2つが「 」との評価結果になりました(課題 1-3 は評価対象外)。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援 (課題 1-1)

評価

アジア地域における債券市場の育成支援については、実績は計画をやや下回ったものの、本行が発行する現地通貨建債券として初となるタイ・バーツ建債券発行、ABMI に基づく初のアジア現地通貨建融資である邦銀向けタイ・バーツ建ツーステップ・ローン、インドネシア及びマレーシアにおいて本行初となる、現地日系企業のルピア建・リングgit建社債への保証など、アジア域内での債券発行促進等の観点から ABMI 推進に貢献する革新的・先進的な取り組みを実現しました。このほか、コロンビア政府が発行するサムライ債(私募円建外債)への保証供与により、同国の東京市場復帰を支援しつつ、サムライ債市場活性化にも貢献するなど、アジア金融市場の活性化等に資する取り組みを行いました。ABMI に沿った取り組みが徐々に実績となって現れてきている中、今後とも着実に実績を積み上げていくことが重要です。

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化 (課題 1-2)

評価

新興・体制移行国における健全な経済運営に貢献すべく、アジア協力対話での債券市場育成に関する知的協力、スマトラ島沖大規模地震を踏まえたインドネシア政府とのモラトリアム協議、IMF・世界銀行等とのアジア・中南米・CIS 諸国などのマクロ経済政策・財政政策等に関する協議等を行いました。また、開発途上国のリスク分析のための定期審査実施(92 カ国)、国際金融危機再発に備えて本行が開発した早期警戒システムの月次運用など、マクロ経済動向のモニタリングに努めました。今後とも、各種セミナーを通じた知的支援やマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を通じて、開発途上国の健全な経済運営を支援するとともに、また、国際金融危機の再発の兆候を見逃さぬよう、開発途上国経済のマクロ経済動向の定期モニタリングを継続することも重要です。

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾 (課題 1-3)

評価

(本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものですが、2005 年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価対象外とします。)

課題 1-1

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
アジア地域における債券市場の育成支援	(指標1) アジア債券市場育成イニシアティブに沿った各種取り組みの実施件数		新規		9	6	7
アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援	(指標2) モニタリング指標 アジア地域向け出融資保証承諾案件による中長期民間資本流入額		新規			2,550億円	
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域における債券市場の育成支援

- ・(指標1)の実績は計画を下回りましたが、これは、現地当局等との間でのストラクチャー協議・検討が当初予定より遅れたこと等によるものです。実績の例としては、ABMI(注1)に基づく、本行自身の現地通貨建債券の発行として初となるタイ・パーツ建債券発行、本行初のアジア通貨建融資となるタイ・パーツ建ツーステップ・ローン(55頁、事例紹介参照)、現地日系企業が発行するインドネシア・ルピア建社債やマレーシア・リングgit建社債に対する保証供与(両国での現地通貨建社債保証として本行初)が挙げられます。

これらはいずれも、本行の保証機能等の活用によるアジア域内での債券発行促進等の観点からABMI推進に貢献する革新的・先進的な取り組みと考えられます。特に途上国では、信用力の高い日本企業であっても、邦銀支店をはじめとして現地金融機関による長期貸付が困難なこと、また、現地債券市場における知名度は必ずしも高くなく、円滑な債券発行が困難なことから、我が国の政策金融機関として高い格付を有する本行の信用補完が強く求められているのが現状です。こうした観点から、民間金融機関を補完しつつ、為替リスクのない現地通貨建の資金調達手段の提供により現地日系企業の幅広い資金ニーズにも応えるものとして、こうした取り組みは関係者から評価を得ています。

(注1) アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)：アジア通貨危機の再発防止策として、高い貯蓄率を有するアジア域内の資金を域内の投資に振り向けるために、アジア各国の債券市場の育成・活性化を図るための方策について、ASEAN+3(日・中・韓)の政府当局間で協議が進められているものです。

- ・また、法制度等各国の個別事情を踏まえつつ、早期の新規案件実現に向けて、中国やマレーシア政府等とABMIに関する協議や個別案件実現に向けた協議を実施しました。また、アジア各国に進出している日本企業との間でも、現地日系企業の債券発行に対する信用補完や現地通貨建ツーステップ・ローンの可能性等について意見交換を行いました。

<事例紹介> タイ・パーツ建ツーステップ・ローンの供与（タイ）

現在タイは、ASEAN 諸国の中でも製造業の集積が進み、生産拠点としての存在感を高めています。日本とタイの FTA 合意や日本と ASEAN の包括的経済連携協定の進捗も踏まえ、日本企業はグローバルな事業展開のための戦略拠点として、改めてタイでの事業展開を活発化している状況です。

こうした中、本行は東京三菱銀行（現三菱東京 UFJ 銀行）、みずほコーポレート銀行および三井住友銀行に対し、それぞれ 10 億パーツを限度とするパーツ建ツーステップ・ローンを供与しました。これは、日本政府が ASEAN + 3（日中韓）の枠組みの中で推進している ABMI に沿って、本行が現地通貨建債券の発行により調達したパーツ資金を原資としています。なお、本債券の発行は、本邦発行体として、同構想に沿った初のアジア通貨建での債券の発行であり、タイにおける外国政府及び外国政府機関としても初の試みです。

本融資は、バンコクにおける日本の金融機関の支店を通じ、タイで事業を行っている日本企業の設備投資および長期運転資金を、パーツ建で供与するものです。為替リスクのない現地通貨での長期融資を可能とすることにより、現地日系企業の幅広い資金ニーズに対応するものと期待されています。

アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援

- ・（指標 2）は、本行が輸出金融、投資金融、事業開発等金融や保証を供与した案件によるアジア地域への中長期民間資本フロー（民間金融機関の融資等）を示したものです。これは、本行がカントリーリスクテイクや投資先国に対するカントリーリスク抑止機能の発揮等を通じて一定の民間資金の呼び水機能を果たすことにより、直接的にアジア地域への安定的な民間資金フローの流入拡充に貢献したものといたします。こうした案件に該当する具体例は以下のとおりです。
 - インドの地場商業銀行向け事業開発等金融（総額 2 億ドル相当円）（115 頁、事例紹介参照）において、民間金融機関の融資部分に対し、本行が保証を供与。
 - インドネシアの既設 IPP 事業の権益取得に対する投資金融によるプロジェクトファイナンス（総額 7,500 万ドル）において、民間金融機関の融資部分に対し、インドネシアのポリティカルリスクにかかる保証を供与。同国向け民間金融機関の資金フローに道を開いたとしてマスコミでも高く評価され、こうした取り組みに期待する民間金融機関からの相談も増えています。
 - 中国、タイ、インドなどでの自動車部品や電子部品等の製造・販売事業への投資金融において、本行が投資先国のポリティカルリスクの一部引き受け等を積極的に行うことで、日本企業のアジア向け投資に対する民間金融機関からの支援を得やすくなりました。
- ・また、アジア諸国に対して、経済社会インフラ整備案件への融資や、調査・提言等により外資受入制度等の改善を当該国政府に働きかけています。このような取り組みを通じて、当該諸国の投資環境が改善され、中長期の安定資金である海外直接投資（FDI）の流入増にも寄与することが期待されます。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ コロンビア共和国政府が発行する私募円建外債（サムライ債（注 2））に本行保証を供与することにより、同国の東京市場への復帰を支援するとともに、円建外債市場の活性化に貢献しました。こうした取り

組みを進めることにより、アジアの金融市場の活性化等に対する貢献が期待されています。

(注2) サムライ債：海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ ABMI に沿った取り組みが徐々に実績となって現れてきていますが、同取り組みには現地通貨建取引や証券化スキームの活用等の先進的な金融手法の活用が求められることが多いところ、適切なリスク管理を行いつつ、今後とも着実に実績を積み上げていくことが重要です。こうした市場の構造改善に向けた取り組みと合わせ、引き続きアジア地域への中長期民間資本フローの拡充に向け、保証等の金融ツールを活用することも重要です。

課題 1-2

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力	(指標1) 新興・体制移行国の経済政策に関する、当該国政府・国際機関等との協議対象国数		新規		29	32	28
国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底	(指標2) マクロ経済動向に関する定期審査対象開発途上国数		新規		95	92	87
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力

- ・ (指標1)については、計画を達成しました。具体的な取り組みとして、アジア協力対話(Asian Cooperation Dialogue)でのタイ、マレーシア等政府に対する債券市場育成に関する知的協力、インドネシア・スマトラ島沖大規模地震を踏まえたインドネシア政府とのモラトリアム(債務支払猶予)協議や銀行セクター改革協議、ベトナム政府・政府機関等との金融セクター改革に関する協議、IMF・世界銀行・アジア開発銀行等とのアジア・中南米・CIS諸国など開発途上国のマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を実施しました。
- ・ また、市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力の推進の一環として、以下のようなセミナーを開催しました。
 - 中国、インド、ロシア、トルコ、ブラジル等18カ国の政府及び中央銀行、金融機関等の中堅幹部職員を招聘し、相互理解を促進すると共に、我が国の社会、経済、産業等について知識を深め、各国開発政策の基盤となる制度や政策づくりを支援するため、「JBICセミナー」を開催。
 - インドネシア、コロンビア、タイ、ベトナム等14カ国から債務管理・返済の担当機関(財務省、中央銀行等)の職員を招聘して、借入国の制度面・実務面での包括的な債務管理能力強化を図る「公的債務管理能力強化セミナー」を開催し、公的債務管理政策の立案・実施手法に係る講義及び返済業務を中心とする実務面での債務管理体制の比較検討等を実施。

国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底

- ・ 本行は、与信残高のある中国、インドネシア、フィリピン、トルコ、メキシコ、ブラジル等の開発途上国に関して個別に審査を実施し、(指標2)はほぼ計画を達成しました。マクロ経済調査に際しては、本行の公的ス

テータスを活かして現地政府、国際機関、国内外の研究機関等の幅広いソースから情報収集を行い、本行の審査ノウハウを活用して様々な観点からリスクを分析しています。

- ・また、本行で開発した早期警戒システムを月次で運用し、国際金融危機に関するモニタリングを継続的に実施しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・新興・体制移行国等のソブリンリスクの適切な把握・評価のため、格付モデルなどソブリンリスク審査の水準を内外でも有数のレベルに保つべく改善に努めています。モニタリング対象国の一部については、セミナー・ワークショップの実施や、主要国の輸出信用機関(ECA)との意見交換等を通じ、ネットワーク形成及び知識の高度化・共有を実施しています。
- ・また、OECD のカントリーリスク専門家会合に参加し、審査における定性評価のあり方に関する改善提案を行うなど、他国輸出信用機関とも連携し、リスク評価・格付方針等に関する議論を行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・今後とも、各種セミナーを通じた知的支援やマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を行いつつ、開発途上国の健全な経済運営を支援することが必要です。また、国際金融危機の再発の兆候を見逃さないように、本行のリスク審査手法の改善・発展を図りつつ、開発途上経済のマクロ経済動向の定期モニタリングを継続することも重要です。

課題 1-3

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾

取 り 組 み 例	指 標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
国際金融危機収拾のための機動的・効果的な支援の実施	(指標1) <u>モニタリング指標</u> 国際金融危機収拾のための出融資保証承諾案件数	新規				-	
評 価 結 果						-	

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。 - ：外部環境の変化等により評価不能。

- ・ 本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。2005年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価の対象外とします。